

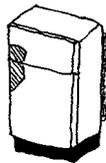
対象となる
家電製品



エアコン



テレビ



冷蔵庫



洗濯機



市民

家電小売店に引き取りを依頼し、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払います。

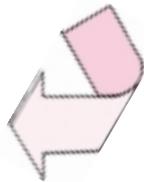
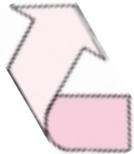
家電リサイクルのしくみ

家電 小売店

依頼のあったお宅へ伺い、家電製品を引き取り、メーカーの指定引取場所へ運搬します。

家電 メーカー

家電製品を再商品化します。回収された家電製品を分解・解体し、鉄・アルミ・銅・ガラスなどが資源としてリサイクルされます。



4月1日からスタート 家電リサイクル法が

家庭から排出される使用済み電気製品の排出量の約8割はエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機といった大型家電製品です。頻繁なモデルチェンジや買い替えなどに伴い、粗大ごみとして排出される量も著しく増加しています。家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、廃棄される大型家電製品の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物の減量・資源の有効活用を目的として定められた法律です。

家電リサイクル法は、消費者・家電小売店・家電メーカーがそれぞれの役割を果たしながら協力して成り立つものです。この法律の施行に併せて、市では4月から家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の粗大ごみ受付及び直接搬入の取り扱いを原則として行いませんので、処分する場合は小売店などに引き渡して下さい。その際、リサイクル料金と収集・運搬料金が必要になります。家電製品のリサイクルにご理解とご協力をお願いします。お問い合わせは、環境総務課(☎797・7112)へ。

「こんなとこでどうするの?」

いらなくなった家電製品は?

家電製品4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)については、次のように引き取りを依頼して下さい。
買い替える場合は?

新たに製品を購入する小売店に引き取ってもらいます。買い替えはしませんが、いらなくなった場合は? 以前にその製品を購入した小売店に引き取ってもらいます。

中古家電製品を扱う古物商、リサイクルショップ、質屋、家電製品を販売している通信販売事業者などすべての業者に引き取りを依頼することができます。

購入した店が不明・廃業、または遠隔地で買った製品など、小売店等に引き取りを依頼できない場合は?

家電リサイクル推進協力業者である民間の収集・運搬業者に引き取りを依頼するか、家電リサイクル推進協力店である家電小売店に自分で直接持ち込みをすることになります。これらの民間の収集・運搬業者及び家電小売店については、4月1日号の広報でお知らせします。

消費者が負担する料金は?

いらなくなった家電製品を引き取ってもらう際に、消費者はリサイクル料金と収集・運搬料金を合わせた額を負担することになります。

家電製品はどのようなリサイクルが可能なの?

家電製品は様々な部品で作られていて、これを分解・解体し部品や素材ごとに選別することで再生利用の道が大きく開かれます。例えば、鉄・アルミ・銅といった金属は部品を分離し、それぞれの素材に選別することにより、金属製品の原料として再生利用が可能です。また、プラスチック類は、熱回収(サーマルリサイクル)を行うことができます。ブラウン管のガラスは再度ブラウン管用のガラスとして利用できるほか、様々なガラス原材料としての再生利用が可能です。再生利用されたものが市民の生活に戻ってくるのです。

4品目を除くほかの家電製品については、市が今後も粗大ごみ・不燃ごみとして収集します。

粗大ごみ品目別戸別収集料金表(下記以外の品目は1kgあたり40円です)

品名	料金	品名	料金	品名	料金
椅子(スチール、木製)	300	ベッドの枠	1,000	ストーブ(ファンヒータ)	800
椅子(ソファ用1人掛)	500	ベッドマット(セミダブル以上)	1,200	扇風機	200
椅子(ソファ用2人掛以上)	1,200	ベッドマットシングル	800	掃除機	200
オーディオラック	800	エレクトーン	3,200	電子レンジ	600
カラーボックス	200	サイクリングマシーン	800	パソコン(ディスプレイ)	600
鏡台(椅子含む)	1,200	自転車	600	パソコン(本体、ディスプレイ)	800
下駄箱	800	自転車(電動式)	1,000	パソコンラック	800
サイドボード	1,400	スキー板2枚	200	ビデオデッキ	200
食器棚、書棚(130cm以上)	1,600	ランニングマシーン	1,400	ミシン卓上式	800
タンス(洋タンス、整理タンス)	1,600	衣装箱、茶箱、プラスチックケース	200		
タンス(和タンス)高さ90cm以上	2,400	ガステーブル	400		
タンス高さ90cm未満	600	畳(1畳)	1,000		
机(学習)	1,800	風呂釜	1,200		
机(木製・スチール・ライディング)	1,400	物干し竿	200		
テーブル(応接・食卓)	600	物干し台(コンクリート台)	1,400		
テーブル(座卓)	500	浴槽	800		
テレビ台	600	衣類乾燥機	1,000		
布団、マットレス	200	カーベット(1畳につき)	100		
ベッド(介護用)	3,200	コタツ(板含む)	600		
ベッド一段式	1,200	米びつ付レンジ台	800		
ベッド二段式	2,400	ストーブ	500		

2001年4月から粗大ごみ等の持ち込み料金と戸別収集料金が変わります

町田リサイクル文化センターでは、持ち込みごみの処理

料金を、2001年4月から左表のとおり改定します。現在の処理料金は94年4月から据え置かれてきましたが、廃棄物の質の多様化と量の増加により処理原価に見合わなくなり、この度改定することとなりました。

今後とも一層のごみの発生抑制、減量化と再生利用にご協力下さい。

粗大ごみ等の持ち込み処理料金

計量表示	料金
20kg未満	200円
30kg未満	500円
40kg未満	800円

40kg以上は10kgごとに200円増しとなります

環境総務課 ☎797・7112